

令和5年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議次第

日時 令和5年9月28日(木)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
・なし
- 5 その他
- 6 閉会

令和5年かすみがうら市教育委員会9月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和5年9月28日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時00分
- 2 開催場所 あじさい館 研修室2
- 3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 坂本重男
学校教育課長 仲澤 勤
生涯学習課長 齋藤 明
スポーツ振興課長 由波大樹
教育指導室長 坂本篤也
歴史博物館長 千葉隆司
霞ヶ浦中地区公民館長 佐藤 敦
千代田義務教育学校地区公民館長兼下稲吉中地区公民館長 山口由晃
図書館長 鈴木教男
学校教育課 課長補佐 中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当 永谷 恵(書記)
- 6 議題
なし
- 7 その他
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

教育長 おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成り立ちます。
これより、令和5年かすみがうら市教育委員会9月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました8月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき9～10月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にございせんか。
それでは議事に入る前に、令和5年かすみがうら市議会第3回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。

教育部長 それでは、別冊の資料をご覧ください。
令和5年かすみがうら市議会第3回定例会における一般質問及び答弁内容について、ご報告いたします。

まず1の会期は、9月5日から9月26日までの22日間でした。

次に、2の本会議の状況でございます。発言通告の状況は、全体で10名の議員であり、その内、教育行政に係る発言通告が7名の議員からありました。通告者及び質問主題につきましては、鈴木更司議員の「風返古墳群周辺の道路や駐車場の整備」から、櫻井繁行議員の「本市におけるヤングケアラー支援策について」までの、10項目でございました。質問及び答弁の要旨でございますが、答弁要旨については、ほぼ原文を記載しております。主な点について報告いたします。

まず、アの鈴木更司議員からの質問では、「風返古墳群周辺の散策しやすい環境整備について」という質問です。

風返稲荷山古墳出土品が、国指定重要文化財の指定を受け、古墳群を周知できるよう、「風返古墳群ガイド」を制作したこと。駐車スペースは、地元集落の三ツ谷風返集落センターを利用させていただけることができたこと、公共用地で、旧志士庫小学校の西側駐車場があり、風返古墳群ガイドには、2か所の駐車場を表示していること。主要古墳については、説明板を設置するとともに、市民学芸員の会で設置した看板の老朽化が進んでいるため看板の作成を同会と連携しながら行い、可能であれば古墳の位

置を示した順路等の看板の設置も検討したい旨答弁しております。なお、再質問で2か所の駐車場に古墳群マップのパネルを設置する方向で検討するよう考えている旨、答弁しております。

次にイの石澤正広議員から、3点の質問要旨があり、1点目は、「通学路の点検・危険個所の情報把握について伺う。」との質問です。答弁としては、平成27年3月に「通学路交通安全プログラム」を策定し、毎年関係機関が中学校区単位で合同点検を実施し、結果を「通学路危険箇所」一覧として位置付けていることと、合同点検以外でも、関係機関と情報共有・連携しながら、危険個所の把握に努めている旨答弁しております。

2点目は、「危険路線及び危険個所の対策について伺う。」との質問に対し、通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関同士で情報共有しながら進めており、合同点検を実施した直後には、要望を正式な文書で通知し、対応を進めてもらうようお願いしている旨答弁しております。

3点目は、「学校と通学路の地域の関わりについて伺う。」という質問です。PTAの旗振り誘導や見守り活動のほか、各学校で「交通安全教室」を開催する際、地域の交通関連団体からのご協力をいただくとともに、旗振り誘導や交通安全啓発活動などにも取り組んでいただいております。今後も、地域や学校との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めていく旨答弁しております。

なお再質問で、通学路安全プログラムの活動を紹介する広報活動に取り組んでいく旨を答弁しております。

ウの矢口龍人議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は、「下稲吉中学校の第2体育館建設事業の決定経過及び防災型体育館の説明根拠について問う。」との質問です。下稲吉中学校屋内運動場は、生徒数の割に手狭のため入学式等で全生徒が入れないなど、整備の要望を受けていたことから、令和元年度に議会の議決をいただき用地を取得し、令和2年度から令和3年度にかけて基本実施設計を行い、文教厚生委員会などで整備計画をご説明させていただいたこと。さらに、工事に関する契約の状況と、財源の内訳を説明するとともに、避難所としての機能を備えた学校体育館の説明根拠について答弁しております。

2点目は、「2施設持つことで建設費や管理費のデメリットへの検討及び県内の現況について問う。」との質問です。デメリットとしては、既存の屋内運動場は国が示す必要面積の3分の2程度あるため、国庫負担金が不足面積分の3分の1のみの6,000万円程度となることと、保有面積が増えることから光熱水費等の管理費は増額となること。既存の屋内運動場を残した理由は、部活動の生徒数に比し、2施設を足しても、他中学校より手狭であることや、平成27年に非構造部材耐震対策工事で国補助を受けているなどの状況から、継続維持することとしたこと。県内の状況では、屋内運動場2施設を所有している学校は確認できない旨を答弁しております。

3点目は、「防災型体育館としての活用、民間開放型体育館としての利活用やコミュニティ事業活用等今後の活用計画について問う。」という質問です。使用については、学校施設であることから学校での使用が優先されますが、初めて空調設備を設けた施設であり、スポーツ大会や成人式など多くの利活用が期待され、中学校内での使用計画等を勘案し、避難所としての活用と合わせ、先進活用の自治体なども参考に調査、検討していく旨を答弁しております。

エの設楽健夫議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は、「地区公民館と支館-分館制度について伺う。」との質問です。条例で、『霞ヶ浦公民館』『千代田公民館』を設置し、規則により、組織としての地区公

民館の位置づけがあり、さらに、支館及び分館は、霞ヶ浦中地区は、旧村ごとに支館を、各集落に分館を設置しているが、他地区は設置されていないこと。また、地区公民館にコミュニティ推進委員を平成28年に設置し、支館長などを兼務できるとし、霞ヶ浦中地区でコミュニティ推進委員と支館3役が兼務となっている一方、他地区は公募などにより委嘱していること。さらに歴史経過について、霞ヶ浦地区と千代田地区の状況を説明し、それぞれ経過が違いますが、支館3役及びコミュニティ推進員を中心に事業活動が順調に進められているものと考えている旨を答弁しております。

2点目は、「117人の不登校児童生徒と未卒業生実態について伺う。」との質問に対し、教育長が答弁いたしました。令和4年度の不登校児童生徒中学校区ごとの小中義務教育学校の区分による人数や、長期欠席者のうち、面談できない児童生徒の人数などの状況を説明し、また、長期欠席者の段階的な対応について、「連続欠席7日間」などの場合は「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、組織全体で対応することになっていること。さらに、不登校要因別人数の主な要因について答弁しております。

3点目は、「不登校対策と体制について伺う。」との質問に対し、教育長が答弁いたしました。「不登校児童生徒の増加」は、本市でも生徒指導上の最も重要な課題の一つと捉えており、対策として、魅力ある学校・学級づくりを継続するとともに、タブレットを活用した「オンライン相談」を小学校においても導入し、気軽に悩みを相談できる環境を整備していくこと。「ひたちの広場」の「教育相談員」を1名増員し、支援体制の充実を図るとともに、立地的な課題の解消のため、7月に霞ヶ浦中に「ひたちの広場分室」を週1回開設したが、開設日の増加も検討していきたいと考えていることなど、学習の保障や居場所の提供について今後も推進していくこと。さらに、保護者同士がコミュニケーションを図るため「保護者の集い」の開催を予定し、保護者へのサポートにも取り組んでいきたいと考えていること。本年3月の文部科学省通知「COCOLOプラン」にあるように、「不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備」、「不登校児童生徒の保護者への支援」に取り組んでいく旨を答弁しております。

オの佐藤文雄議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は、「給食費の無償化及び教材費の保護者負担の解消について、進捗状況を問う。」との質問です。『学校給食費の無償化』に関しては、国の交付金事業を活用し、9月から11月の3ヶ月間、給食費の無償化を進めているが、恒久的な無償化は難しい状況に変わりないこと。物価高騰に伴う給食食材費の上昇分については、当分の間、保護者への追加負担とせず、公費で賄うという対応を考えており、無償化については、国や他自治体の動向を注視しながら今後の対応を検討していくこと。『教材費の保護者負担解消』への質問については、保護者負担の軽減を図れるものがあるか、各学校から意見聴取を進めているところである旨を答弁しております。

再質問で、使用しなくなった制服等をPTAで販売会を行った事例について質問があり、学校をとおりPTAへ事例の紹介をしたい旨を答弁しております。

2点目は、「小中義務教育学校における不登校児童・生徒対策について、問う。」との質問に対し、教育長が答弁いたしました。答弁内容は、設楽議員の2点目の質問に対する答弁を要約した内容で答弁しております。

再質問では、不登校対策を進めるため、少人数学級に取り組んではどうかとの質問があり、小学校1・2学年を30人学級とする市独自の施策をできるだけ早い時期に実現できるよう検討を進めていく旨を市長から答弁しております。

3点目は、「新型コロナウイルスに感染した児童・生徒の後遺症対策に

ついて、問う。」との質問です。 答弁としては、新型コロナウイルス感染症については、県の「ガイドライン」が5月に改定されたことから、基本的な感染症対策はこのガイドラインに基づき対応していること。

また、罹患後症状について市内の状況を説明し、罹患後症状が確認された場合は、体調の確認など丁寧な対応を進めるよう指導するとともに、国や県などの動向を注視していく旨を答弁しております。

再質問で、市内学校での状況調査を行う考えがあるかとの質問があり、各学校で把握している状況の調査を進める旨を答弁しております。

カの服部栄一議員からの質問では、3点の質問要旨があり、1点目は、「学校給食の現況について伺う。」との質問です。本市の『学校給食の形態』については、「自校方式」で、『調理業務』については、民間委託方式により3年間の長期継続契約案件として事業者を選定していること。

また、『主食の割合』を説明するとともに、『仕入れ』に関しては、安全性の高い食材購入を目指し、できるだけ輸入品に頼らないこととしている旨を答弁しております。2点目は、「安全安心な学校給食について伺う。」との質問に対し、市長が答弁いたしました。学校給食は、児童生徒の心身の発達に大変重要であるため、安心のできる給食提供を通じて、児童生徒の健全育成を図りたいと考えていること。取り組みとして、オーガニック食材の使用を推進し、安心安全な給食の提供に取り組んでいくことと、「米飯」に関しては、将来的に有機米を導入するなど、オーガニック給食を実現したいと考えていること。また、「全国オーガニック給食協議会」に参加するとともに、市有機稲作セミナーを開催し、有機農業への機運醸成を図っているところであり、今後有機農業の推進組織を組成し、オーガニック給食の導入を進め、学校給食の充実を図っていききたいと考えている旨を答弁しております。

3点目は、「自校給食への取り組みについて、進捗状況を伺う。」との質問です。答弁としては、全て「自校方式」を採用しており、「ごはん食」については、下稲吉中学校区の3校では、外部発注により、弁当箱に炊飯後のごはんが入っている状態で納品されるような対応をしていること。一般的には、「センター方式」の方が、人件費や維持管理費が抑えられると言われているが、下稲吉中学校区に限定すると、人数規模といった効果が期待できないため、調理場整備について、自校方式へ方向性を転換し、現在は1校目の下稲吉小学校の実施設計を進めている旨を答弁しております。

キの櫻井繁行議員からの質問では、「神戸市のヤングケアラー支援策の取り組みをどのように捉え、どのように市行政へ反映していくのか伺う。」との質問です。答弁としては、研修の中で特に印象的なことは、本人が、「自身がケアラーとなっている」と認識することは難しく、実態把握が困難となっているとのことであること。一方、その様態は「身なりなどの様子」や「遅刻などの状況」など特徴的なものもあることから、第三者が認識を深めることで、早期発見、支援につなげることが可能となるので、先ずは関係部署が連携し、積極的な広報、周知活動を進めてまいりたいと考えている旨を答弁しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。説明は、以上です。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員

3点ございまして、質問ではなく感想のようなことですが、まず1点は風返稲荷山古墳群についてです。看板を設置して解説を行うとのことですが

が、今後もし新たに説明板を設置するタイミングがあれば、読みやすさを考えると文字は大きい方がいいものの、内容については細かいことを知りたい、という状況を考えた時に、QRコードのようなものを活用して、詳細がわかるような工夫をしていただけるとありがたいなと思います。せっかく国の指定を受けた文化財ですので、広く皆さんに知っていただきたいな、と思ってお報告を聞いていました。

2点目ですが、不登校対策としての様々な対応が書かれている中で、スクールソーシャルワーカーの活用についても記載されておりますが、実態としてはまだまだ積極的な活用まではできていないのかな、という印象を受けました。スクールソーシャルワーカーは、福祉関連で個別の国家資格を所持されている方などが担われていますが、世間にはあまり認識がされておらず、また学校の中では教育面に比べて福祉面への理解が弱い傾向があるように感じられます。もう少し積極的に活用していただければ、スクールソーシャルワーカーにも出来ることがたくさんありますので、学校現場と協力して解決できる問題もあるかもしれない、という意見を耳にします。スクールソーシャルワーカーの活用で救われる人もいるかもしれないので、取組を積極的に行っていただきたいなと思いました。

最後に、ヤングケアラーについて、世間でも話題になっているところではありますが、答弁で「積極的な周知活動を進めていきたい」とあります。もちろん、子どもたち自身が自分は被害者であると気づいていくための取り組みをすることは、私も非常に大事だと思っています。しかし今、ヤングケアラーという言葉だけが独り歩きしてしまっていて、福祉施策においても言葉の定義が明確でないという部分もあり、また家庭の中ではすごくセンシティブな問題であったりもします。積極的な周知活動を行うことで、救える子は一人でも多く救っていくことはとても大事ですが、ヤングケアラーについてはデリケートな部分がありますので、そのことが心の傷にならないように、もちろん工夫していただいているとは思いますが、改めてお願いしたいと思いました。

以上3点を、よろしく申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいま坂本委員からいただきましたご意見について、事務局の方ではいかがでしょうか。

教 育 部 長

1点目の説明板については、現在はまだQRコード等は導入しておりませんが、今後はそういった表示をすることで、その場だけでなく後でも見返していただけるような工夫を導入する方向で、検討していきたいと思っております。

2点目のスクールソーシャルワーカーにつきましては、現在は県の事業で対応している状況でございます。これまでも市独自での導入を検討している経過はありますが、現在は未導入ということで、今後市独自での導入についての検討を継続していく方向で、考えております。

3点目のヤングケアラーにつきましては、ご意見いただきました内容がまさしく課題でありまして、デリケートな対応が必要だと感じております。現状ではまだ定義が認知されていないような状況でありますので、まずは地域の皆さん、学校関係者などにもヤングケアラーとはどういったものか、という点から周知を進めまして、段階的に取り組んでいければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

坂 本 委 員

ありがとうございました。

教 育 長 それではヤングケアラー、スクールソーシャルワーカーについては、しかりとした対応をお願いしたいと思います。
それ以外は、なにかございますか。

稲 生 委 員 どれも大事な問題だとは思いますが、その中でも令和4年度の117人の不登校児童生徒について、いろいろな状況が考えられるとは思いますが。私もその仕事に携わってきたわけですが、なかなか思うように進まない、というのが現状ではあります。教育長の答弁の中で、保護者の集いの開催を予定しているとありますが、どういうことをやるのか、少しお話しただけだとありがたいなと思ひまして、具体的なことが決まっていれば、お伺いしたいと思います。こういった問題については、行政が主導権を取っていかないと、なかなか学校現場だけでは対応が難しいと思っています。

教育指導室長 保護者の集いは現在計画を進めているところですが、ひたちの広場を会場にしまして、そこに通っている児童生徒の保護者の方や、不登校児童生徒の保護者の方にご案内をし、座談会と言いますか、お茶を飲みながら話し合う場を設定しまして、ひたちの広場にもどんどん来ていただけるような環境づくりをしていきたい、という目的で開催するものでございます。

稲 生 委 員 ぜひともよろしくをお願いします。

教 育 長 それ以外はいかがでしょうか。

中 島 委 員 学校給食の方で、オーガニック米を推し進めるということですが、学校給食というのは予算が限られている中で、質と量とを考える必要があります。玄米を食される方というのは、オーガニック米にこだわる方が多いのですが、精米して食べる場合にどこまでこだわればいいのか、という問題もあると思います。普段みなさんが食べているものは普通のお米だと思ひますので、その辺のバランスがうまくとれるように、市長の方針を否定するものではないのですが、限られた予算ですので、いろいろ検討してもいいのではないのかな、と思った次第です。

学校教育課長 ただ今いただきましたご意見につきまして、まず市長としては給食の質を上げたいという考えがございまして、その中でオーガニック給食に取り組んでいく、という方針でございまして。また農業の振興という部分で、戦える農業として有機野菜栽培をこの地域で推進したいと考えた時に、その出口戦略のひとつとして、学校給食という確実に消費できる場で活用していきたい、という考えでございまして。本来給食の食材費は保護者から徴収した給食費で賄っているのですが、オーガニック食材の費用については普通に買うより高いものですので、別枠として市費の方で手立てをしまして、取り組んでいきたいという考えでございまして。実際、今は生産者がいない環境の中で、どこまで進むのかはわかりませんが、市の方針に沿った形で、学校給食としても政策へのサポートをしていきたい、という考えでございまして。

中 島 委 員 はい、ありがとうございます。

教 育 長 なかなか難しい問題ではありますが、よろしくお願ひいたします。
その他はいかがでしょうか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長

よろしいでしょうか。
それでは、本日は付議案件の審議はございませんので、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

学 校 教 育 課 長

はい、学校教育課から3点ほど、ご報告させていただきます。
まず1点目は、前回の教育委員会でも説明いたしました、旧小学校の銅線の窃盗事件について、その後の経過でございます。当該事件は旧七会小学校において、キュービクルから校内へ引き込むための銅線を盗まれてしまったという事案でございます。こちらは建物の損害共済に加入しておりますので、損害金が補填されるということで、改修工事を行う予定であります。その中で、旧七会小学校の校舎はかなり老朽化していますので修繕は行わず、避難所として指定されている体育館のみ修繕を行うということで、業者選定をしているところでございます。業者が決まり次第、早急に着工し避難所機能を回復させる予定でございます。
2点目は、先般お伝えしましたが、車検切れ公用車を使用してしまったということで、新聞報道もされた事案ですが、こちらについてご説明させ

ていただきます。使用してしまった公用車は霞ヶ浦中学校においてある軽トラックでございまして、こちらは学校教育課の所管でございます。車検の満了日は6月20日でございます。発覚の経緯でございますが、9月6日に国土交通省から車検の有効期限が満了している可能性がある自動車の使用者宛てのはがきが届きまして、学校に確認したところ、車検が行われていないことが判明いたしました。車検満了後の使用状況につきましては、霞ヶ浦中学校および霞ヶ浦南小学校の教職員6名が使用しており、使用回数が49回、走行距離は645kmでございました。その間故障や事故等はありませんでした。発生の原因でございますが、こちらの公用車は学校に配置して使用管理しているわけですが、車検の予算執行は学校教育課で行っており、車検の実施確認をどちらで行うかがあいまいとなっていたため、今回の車検切れを未然に防ぐことができませんでした。

今後は車検のある学校には学校教育課から該当校に通知するとともに、車検完了後に学校から結果の報告を受けるということを、徹底してまいります。また併せまして、車検切れの責任として、車を乗ってしまった人に行行政処分が下る可能性がありますので、運転日誌に車検の有無のチェック項目を追加しまして、防止に努めたいと思っております。現在は当該公用車については車検を完了しまして、再度使用を開始しております。また、警察には情報提供をして、捜査に協力してまいります。今後はこのようなことがないようにしてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

3点目は、前回の定例会の補正予算の中で説明しました、通学用自転車の無償貸出事業について、9月26日の市議会最終日に補正予算が可決されました。この後事業に入っていくところですが、現在は希望調査ということで、現在の小学校6年生と中学校7年生・8年生に対して通知を本日付で発送予定でございます。その希望台数を取りまとめた後、プロポーザル方式ということで、事業者提案型による業者選定を進めてまいります。そして11月下旬には事業者選定が完了し契約をした後、3か月程度を納車期間と見込んでおります。そして納車後、3月に入りましてから対象の児童生徒に自転車の貸渡しを行う、というスケジュールで考えております。予算の中で170台という見込みを計上しておりますが、実際の台数につきましては、本日発送します調査の結果を、10月上旬までに取りまとめたいと考えております。台数を整理した上で、次回の会議で委員の皆様にお知らせしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

教 育 長

銅線の盗難、公用車の車検切れ、自転車の無償貸出について、いまご報告がありましたが、ご質問等ありましたらお願いたします。

学校教育課長

すみません、自転車の通知に関してですが、先ほど希望調査とご説明しましたが、本日お送りする通知は申込ということで、正式な申込を行っていただくものでございます。訂正させていただきます。

無償貸出の条件としましては、学校から自転車通学を許可されている、スクールバスを使っていない、そして今年度実施した自転車購入に係る補助を受けていない、という3点の条件がございまして、今回の申込後、こちらの条件をクリアされた方が貸出対象として決定される、というものでございます。

教 育 長

それでは、その他になにかございますか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会10月定例会は、令和5年10月26日（木曜日）午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会9月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時00分

10 議決事項 なし